

さいたま市自治基本条例検討委員会

第7回 会議の記録

日時	平成 22 年 7 月 26 日(月) 18:45~21:20
場所	浦和コミュニティセンター第13集会室
参加者 敬称略	(委員) 計 18 名 歌川 光一 / 内田 智 / 遠藤 佳菜恵 / 小野田 晃夫 / 栗原 保 / 小林 直太 / 高橋 直郁 / 中田 了介 / 古屋 さおり / 細川 晴衣 / 湯浅 慶 / 渡邊 初江 / 伊藤 巖 / 染谷 義一 / 中津原 努 / 東 一邦 / 福島 康仁 / 三宅 雄彦 / (欠席者:富沢 賢治 / 吉川 はる奈) (事務局:さいたま市) 計 8 名 政策企画部参事企画調整課長 川島雅典 / 企画調整課主幹 松本 孝 / 企画調整課総合振興計画係長 柿沼浩二 / 総合振興計画係主査 松尾真介 / 総合振興計画係主査 大砂武博 / 総合振興計画係主査 島倉晋弥 / 総合振興計画係主任 高橋 格 / 企画調整課企画係主任 清水慶久 (地域総合計画研究所) 計 3 名 松岡宏 / 齋藤侑男 / 細田祥子 (傍聴者) なし
配布資料	・次第 ・席次 資料1 広報チームの役割について(案) 資料2 さいたま市自治基本条例検討の進め方(案) 資料3 - 1 さいたま市自治基本条例のコンセプト(たたき台) 資料3 - 2 さいたま市自治基本条例のコンセプト(たたき台)意見集 資料4 グループ検討の進め方 参考資料1 他政令指定都市の自治基本条例の比較(規定項目) 参考資料2 タウンミーティングにおける主な意見(6月26日緑区・桜区) 参考資料3 タウンミーティングにおける主な意見(7月4日浦和区・南区)

1 開会

司会(事務局)

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(本日の進め方、配布資料の確認)

2 議題

福島委員長

- ・ 議題に入る前に、先週、7月20日(火)に運営委員会と広報チームの合同で打合せを行い、運営委員会では、本日と次回(8月9日)の第8回会議の内容と、テーマ別部会の設置までどのように進めるか、話し合った。
- ・ 本日のグループ討論については、次第のとおり「これまでのグループ討論の振り返り」を行い、次回、全体会で取りまとめた。

- ・ また、本日の最後に、テーマ別部会をどのようにテーマ分けをしたらよいか、少し意見交換をした後、事務局から皆さんにアンケートを行うこととする。次回、全体会でテーマ別部会の設置について、検討したい。
- ・ また、広報チームでは、その役割等について話し合いが行われ、その上で、運営委員会と協議を行った。その内容について、議題（１）で、皆さんと協議したい。

(1) 広報チームの役割について

（遠藤広報チームリーダーから資料１、資料２の説明）

福島委員長

- ・ 広報チームメンバーから補足説明、及び意見交換を行いたい。

渡邊委員

- ・ 良く考えられている。やってみないと分からないことも多いと思うので、この方向で一緒に頑張りたい。

福島委員長

- ・ それではこの方向性でとにかくやってみて、必要であれば修正を行いながら進めていきたい。

(2) 自由討論

（事務局から資料３ - １、資料３ - ２、資料４の説明）

福島委員長

- ・ 質問、意見がなければこれからグループ検討に入る。

（グループ検討の記録については別紙参照）

【グループ検討を踏まえた意見交換】

伊藤委員

- ・ 資料３ - １、p 2の「（７）地域の自治」について、「自治会とNPOの２つの相談機能」とあるが、自治会がこのような役割を持つのは難しい。
- ・ また、公民館は教育委員会の管轄、自治会は行政の管轄であり、タテ割りとなっているので連携は難しい。
- ・ さらに、自治会とNPOの連携も理解できない。

東委員

- ・ 「自治会とNPOの２つの相談機能」についてだが、自治会を相談先として頼りにしている人は多くいるだろう。また、同様にNPOをたよって相談する人もたくさんいる。たとえば、福祉の問題などでは民生委員に相談する人もいれば、「近所の民生委員には相談しにくい」と地域の離れたNPOに相談する人もいる。市民に身近な相談機能として、現に自治会もNPOも役割を果たしている。新たにそれぞれに相談機能を持たせるということではなく、現状を社会的に認めようではないかということだ。

伊藤委員

- ・ 今の説明のような個人的な理由があるのは分かるが、問題は、いろいろな面で乱れが出たり、想定をつかない状況になることも考えられる。そのような場合には、行政にやってもらわなくてはならない。

東委員

- ・ 自治会であれ NPO であれ、どのようなルートで相談がもちこまれても、それが行政につながるということも含めて、なんらかの解決の方向にたどり着くようなかたちが地域にできることが大切だと思う。

伊藤委員

- ・ 例えば災害時の要援護者名簿を作るとなったときに、エリア、地域が全く異なる者を含めてという形になるのであれば、それは行政でやってくださいという話になる。

中津原副委員長

- ・ NPO は特定のテーマについてよく知っている存在として活動している。自治会は地域のことをよく知っている。ある場面ではその両方が一緒に考え、行動することが必要になってくる。たとえば、自治会で「生物多様性」のことは検討できない。しかしある地域の自然環境保全を進めるには地域の自治会も関わってもらわなければならない。

伊藤委員

- ・ それを進めるには行政が絡む必要がある。

中津原副委員長

- ・ しかし、地域、NPO、行政が一堂に会して、情報を共有して検討し、何かの解決に向かってアクションを起こす協働するための場、「協働プラットフォーム」の必要性はある。

東委員

- ・ 持ち味がそれぞれあり、お互いが認め合って協力するためのプラットフォームという考え方だ。

伊藤委員

- ・ そのような枠組みを検討するのであれば、行政が絡まないとまとまりがつかない。

渡邊委員

- ・ 今日のグループ討議のテーマは、これまでを振り返り、どこが特に重要なのか、柱を立てる、見つけるということだった。この点に関して第1班はどのような見解になったのか、この点についてもう少し説明をお願いしたい。

小野田委員

- ・ まず、自治基本条例の必要性に疑問が出された。タウンミーティングの記録を見ても理解している人は少ないのではないかという意見があった。ただ、この検討委員会で出されている意見、項目もそれぞれ重要であるという、両面の意見があった。

三宅委員

- ・ 自治基本条例を必要とするとしても、どのような観点で議論するかで、自治基本条例のあり方は変わってくるのではないか。
- ・ 一方で、自治基本条例の規定内容として「効率的な行政運営」などという具体的な効果を求める側面もあるが、もう一方で、「アイデンティティ」の問題を考えるのであれば、参加や協働の推進よりもむしろ、受け入れられる場所をつくるには、という考え方も大切ではないか。

- ・ 後者の観点から言えば、市政への参加や協働には消極的なまま関わりを持っていたい人もいる。参加や協働などしたくない人もいる。そういう人たちからすると、参加や協働が推進されればされるほど、参加や協働に積極的な市民の市政へのコミットがますます加速し、そして自分自身が参加又は協働しない、できない結果、市政が遠くになると感じたり、市政に反感を持ったりすることもあるかもしれない。そうだとすると、彼らにとっては、自治基本条例を通じて自己のアイデンティティが確認されることの方が大事かもしれない。
- ・ 本委員会委員はみな市政に能動的なスタンスに立つと思うが、多くの市民は必ずしもそうではなく、そうした市民から見ると自治基本条例の見方も違って来る。自治基本条例にもいろいろな側面がある、ということを指摘したく、あえて問題提起させていただいた。

【まとめ】

福島委員長

- ・ 予定時刻を超過したので本日はここまでとさせていただきます。
- ・ どの班も共通して、「市民」「人づくり」、「市民と議会、行政の関係」：信頼関係、緊張関係、協働など、「制度の運用、保障」：協働の場、コミュニティの自治、運用、実効性、アクセルだけでなくブレーキが必要、といった論点が挙がっていたと思う。
- ・ 次回は8月9日(月)に開催する。

(3) テーマ別部会の設置について

福島委員長

- ・ 続いて、テーマをどのように分けるか、皆さんから意見を聞きたい。次回までに事務局からアンケートを行ってもらおう予定だが、今、何か考えがあれば意見交換をしたい。

内田委員

- ・ どのようなアンケートなのか。

事務局

- ・ 運営委員会でも、テーマの分け方が難しいという結論になった。そのため、分け方について選択肢を示すのではなく、自由回答のアンケートを考えている。

中津原副委員長

- ・ 「私はこれを掘り下げたい」ということを聞くのはどうか。
- ・ また、基本理念など総則的なことはどのグループでも共通して検討する必要があるだろう。

東委員

- ・ 各自掘り下げたいテーマの分布を見てテーマを分けるということか。

中津原副委員長

- ・ 人数のばらつきや希望に添えない場合もあるだろう。

福島委員長

- ・ アンケート結果を見ればある程度、共通項目が見えてくると考えている。

歌川委員

- ・ 自治基本条例の必要性は根本的な問題として継続して議論するとして、本日の第3班では、2010年から2012年にかけてさいたま市で自治基本条例をつくることの意味を考えたいとの提案があった。来年で合併して10年である。合併後のコミュニティのあり方を考えるきっかけとして自治基本条例を位置付けたいと考えている。

中津原副委員長

- ・ 区や地域のあり方を一つのテーマとして特出しするということか。

福島委員長

- ・ アンケートのご協力をお願いしたい。

3 その他

事務局

- ・ それでは後日、テーマ別部会の設置に関するアンケートを送付する。
- ・ 次回は8月9日(月)夜間の開催だが、会場が変更となる。次回は、大宮区役所で行う。入口や会議室、車のことなど、詳しくは後日、案内を送付する。
- ・ なお、この後、運営委員及び広報チーム委員は残って頂きたい。

東委員

- ・ 前回、議会基本条例の逐条解説を配布して頂き、大変面白く拝見した。「男女共同参画のまちづくり条例」と「区民会議・コミュニティ会議のあり方について(答申)」も配布をお願いしたい。

三宅委員

- ・ 10月以降、月曜日の夜間は参加できなくなる。月曜開催が慣例化しつつある中で恐縮だが、日程調整について事務局に検討いただきたい。

4 閉会

司会

- ・ これで、「第7回さいたま市自治基本条例検討委員会」を終了とする。ありがとうございました。

さいたま市自治基本条例検討委員会

第7回会議 グループ検討の記録

テーマ:これまでのグループ討論の振り返り

第1班

〔委員〕

小野田（発表者）、栗原、小林、福島、細川、三宅

1. 自治基本条例の必要性・目的、効果

【市民が郷土に誇りが持てる条例】

- ・ 自治の基本は市民が郷土を好きになること。さいたま市らしさを見出す条例。

【住民自治の拡充】

- ・ 住民自治のあり方を示し、団体自治中心の市政から住民自治中心の市政に変えていく。
- ・ 市民活動が活発なまちを目指す。

【市政運営を変える】

- ・ 今までの市政運営が継続することは問題で、市政や行政運営を変えるために自治基本条例が必要だ。
- ・ 新しい自治体経営を創り上げ、今後の社会に対応する。
- ・ 市政運営をぶれさせないものにする。
- ・ 市の課題解決の羅針盤として活用する。
- ・ 市民に分かりやすく市政を表現し、みんなが市政に関心を高める条例に。

【議会活動の向上】

- ・ 議会や議員の資質が向上し、議会活動が向上するものにする。

【市職員の意識の向上】

- ・ 条例ができることにより、市職員の自治に対する意識が向上し、行政運営が変わること。

2. 自治の担い手

【人材づくり】

- ・ 自治を担う人材づくりを重視する。
- ・ 自治の担い手である市民の意識改革を重視する。

【自己決定・自己責任の表現に配慮】

- ・ 「自己決定・自己責任」という言葉は得てして強者に都合よく使われることがあるので、弱者にも配慮した表現が必要である。

3. 情報共有

【多くの市民を前提に考える】

- ・ 情報は参加や協働を進めるうえでも必要だが、参加しない市民にとっても重要で、その時

の情報の内容・提供方法は違ってくるので、工夫が必要。

- ・あまり参加を考えない市民にとっては、市・市政が自分のためにあることや、今何をやっているのかが分かる情報が重要である。

4. 参加・協働

【限られた市民の参加と協働にならないこと】

- ・参加や協働を位置付けるあまり、特定の市民のための市政にならないようにする。
- ・参加と協働については、より抽象的に、具体的に書くべきではないと思う。
- ・特定の市民の声が大きく反映されるような仕組みは問題だ。

【委員等の選出方法】

- ・同じ人がいろいろな委員会等に参加し意見を述べるのは、幅広く市民の意見を聞くという考え方から逸脱するので、参加の制限も必要、テーマによっては無作為抽出など、多様な方法を活用する。

5. 議会の報告義務

- ・誰もが議会活動を知ることができるような報告義務を議会に求める。議会基本条例で報告義務に触れているが、抽象的で実効性に乏しいと感じている。

6. 行政

【行政の情報提供】

- ・行政のやっていることを、分かりやすく市民に提供する。

【市民による職員評価はできない】

- ・市民が職員の日常の仕事の仕方を評価できるだけの情報等の条件を持っているのか。評価は難しいのではないか。
- ・市民の立場は、個人であり、自らの利益に対して忠実であるということであり、公正な視点から職員を評価できるかは疑問である。
- ・協働の視点から職員を考えると、信頼関係が前提となり、評価する視点とは違うと感じる。

7. 住民投票

- ・いろいろな方式があり、よく検討していくことが必要である。

8. 国と地方自治体、周辺自治体との関係

【地方政府の責任】

- ・地方分権によって、国と対等の立場になり、地方自治体は自己決定・自己責任が求められる。
- ・他の地方自治体との関係をさいたま市はどのようにしていくのか。

9. 条例の運用評価

- ・条例の運用評価を通じて、自治を育てるシステムにする。
- ・調査・審議・評価のシステムを明らかにする。

10. 条例検討の進め方

- ・ どこから手をつけて検討していったらよいのか、検討の方法がまだイメージできない。
- ・ 市民120万人の中で自治基本条例をつくる必要性を理解している人は少ないと感じている。自分も分からないところがある。
- ・ 自治基本条例の必要性をもっと議論したほうがよい。

第2班

〔委員〕

高橋（発表者）、伊藤、中津原、東、湯浅、渡邊

1. 自治基本条例の基本的な考え方

〔自治基本条例のポイント〕

- ・ 「自治基本条例の基本的な考え方」の項は、「理念・性格」としてまとめることの方が良いのではないか。
- ・ ここで、はっきりとは出ていないのが、「市」が主権を持っているということ。自治基本条例は、その中で議論である。市の主権の内には、団体自治と市民自治を含んでいる。「分権」という概念は、団体自治でのテーマであり、国との関係も、その範疇に入る。このことは地方自治法の考え方にも含まれているが、あえて、条例で宣言する意味があると思う。
- ・ 「市民自治」の勉強を重ねてきたことで、市民の自律、自立の大切さが分かってきたが、それだけだと「自治基本条例」ではなくて、市民だけが主役になった「市民活動」条例になってしまう。
- ・ これまで、地方分権の進展など団体自治の方が強化されてきており、市民がしっかりしないといけない段階、時期になっている。
- ・ 「市民自治」という言葉が曖昧なままになっている。

〔市民自治〕

- ・ 「市民自治」という言葉の意味するものとは何か。
- ・ 市民と市長、議会は対等の3者ではない。議会・市長は、市民が選ぶ「装置としての性格」を持っている。
- ・ だからこそ、市民の自覚と責任が問われている。
- ・ 市民の責務とは、良い市にするための、自覚的な生き方である。
- ・ とすれば、これまで行政頼り、任せっきりであったが、選んだ責任が問われている。気概を持って、新しい公共を120万市民でつくっていかうじゃないか、というのが市民自治である。
- ・ 市民の力が強くなると議員も変わる。市民が自治の根幹である。
- ・ 市民に対して、これまで使われてきている「住民自治」の強化が必要な時期であることを強調する。
- ・ 「住民自治」が良いか、と問われれば、新しい言葉である「市民自治」のほうが良い。
- ・ 「市民自治」という言葉が分かりづらかったらその説明が必要だ。
- ・ “自治の主体は市民である”ことを、しっかり謳うことは、自治基本条例にとって、大切なことだ。

- ・ 「市民自治」とは、市民の自立的な関わり。実際のところ、地域に対する住民の関心は割合と冷淡であるので、やはり、「市民自治」という表現をはっきり打ち出し、その実現を目指していくことが重要である。

【地域の自治】

- ・ 様々な決定権をなるべく小さな単位にすることが自治のあり方だ。
- ・ 自治の範囲は身近なエリアからスタートするものと思う。そのためにも、区や地域に自治の権限を。
- ・ 市民と行政の役割は課題によりその比重が変化する。地域が狭くなると、市民の関わる課題も増えてくる。
- ・ 安心して暮らせる地域、連携がとれる地域。
- ・ 地域自治について、さいたま市らしい工夫の導入を。

【自治のかたち・理念】

- ・ 目指すところは、市民が安心して住める市ということである。
- ・ 市民、議会、行政は、共通の目的をもって活動することが大事である。
- ・ 「市民」「議会」「行政」の関係の宣言が必要。
- ・ 議会の役割、行政の役割、市民との関係が明確になるような条例を。
- ・ 市民と行政の役割は課題によりその比重が変化する。
- ・ 市民、議会、行政を対立的に捉えたくないが、行政は、一般企業がそれぞれの価値基準を持っているように、市民とは別の独立した価値基準を持っている。市民にもいろいろな人がいる。すべてが全く変わった方が良いとは思っていない。発想が違うところで、持ち味を生かして、うまく役割分担の出来る方法を考えたい。
- ・ 両者が意識を変えていく、その土台をつくろう。少しずつ変わっていく土壌はあると思う。どのように変わっていくべきなのかが、これからの議論の“芯”である。
- ・ 市民、議会、行政の信頼関係をつくっていくことが市民自治の出発点として不可欠である。
- ・ 市民、議会、行政が一緒に考え、活動するテーブルが大事である。
- ・ 「協働」が最も重要な概念だ。

【自治の担い手】

- ・ 「市民」はなるべく広く捉えたい。さいたま市をかたちづくるのは住んでいる人だけではない。働いている、ということでは、行政職員も議員も市民である。
- ・ 自治体職員も市民であり、自治体運営の基本と言える。
- ・ 議会、行政も一緒にやってもらわなければ出来ない。
- ・ 委員会として、「外国人」に関する共通見解を持とう。普段の生活の中では、仲間であり、市民であることは当然であると思う。一方、具体的な制度設計のなかで、詰めた議論が必要である。
- ・ 早くから「子どもたち」にも広く参加してもらおう制度の検討を。

【自治基本条例の性格、運用】

- ・ 読まれ使われる条例であること。
- ・ 全市民（職員、議員も）が熟知しうるものに。分かりやすさが重要だ。
- ・ 他と同じような条例は回避してオリジナリティを。
- ・ 単に理念を謳うだけではダメ。自治を動かす仕組み、システムを組み込む。
- ・ 一年に、一度、点検・検証を行うことが重要である。

【めざすまちの姿】

- ・ 「まちの姿」を細かく記述することは条例の本旨ではなく、総合計画との関係、取組み方で処理できる内容であり、条例の性格にもよるが、前文に盛り込むレベルで良いのではないか。

2. 協働

【協働】

- ・ 市民、議会、行政を結びつける仕組みの創造と、基本条例での明文化。
- ・ 市民と行政が、ともに相手を認めながら、ともに一つのことを実現していくあり方を。
- ・ 『協働』という言葉の条例上の定義が必要。
- ・ 行政主導から市民主導まで、協力にもいろいろあり得る。
- ・ やや、「市民」と「行政」をつなげる「間の役割」で使っている可能性がある。もう少し、活動的な意味で現実動き出している例がある。鴻沼地域での環境問題への取組みなどをモデルとして、制度的保障に高めていきたい。
- ・ 市民と行政との「協働」について、具体的、制度的な保障を。現在モデル的に行われている事業でも、委託契約というかたちで処理が行われていて、例えば著作権は行政のものとなっている。「協働」を実現する仕組みを条例の中で組み込みたい。“できっこない”と言わず、「協働」の実現を目指そう。
- ・ 協働による課題解決のプラットフォーム設定を保障したい。

【議会と行政】

- ・ 議会と市長は、不断に市民との距離を縮める努力をして欲しい。
- ・ 市長は市民と向き合うことが多いが、議会が市民と向き合う方法をあみ出すべき。「栗山町議会基本条例」にはそれが規定されている。
- ・ 市民と議会が、ともに条例をつくるような、議員の意識ができることがあれば良い。
- ・ 新しい地方自治の担い手としての議員の意識改革を。
- ・ 市民と一緒に考える議会がありうるか。
- ・ 議会への市民参加を。議員は、後援者への報告は行っているのだろうが、広く市民へ報告することも必要であると思う。議員による定例ブリーフィングを制度として設けることを提案する。
- ・ 議員数の現状と今後について妥当性を検討したい。

【情報共有】

- ・ 情報共有の新しいかたちの創造を。
- ・ これまでやってない、という意味ではないが、情報の公開が基本だ。
- ・ 制限機能は簡潔でよい。情報公開と応答義務があればよい。

3. 市民の自治

【権利・義務と人づくり】

- ・ 単に行政運営に参加するのか、自ら自治を担うのか、市民の意識は、どこまで考えているのか。
- ・ 自己責任を持つ社会に。
- ・ 義務と責任を持ち、権利を求める。

- ・ 単なる苦情、要望出しでは、ダメ。
- ・ 市民からの政策提案権を保障する。
- ・ 自治会とNPOを、市民自治の主体となる市民をつくり出す機能として、位置付けたい。

【参加】

- ・ 審議会の委員の選び方を工夫する。例えば、和光市の松本市長がやっているような方法をやってみたい。(広く市民から抽選、応募者から選定。公募委員が多い。) 今回の検討委員会は、公募委員が半数以上であり、さいたま市としては初めてのケースであると思う。
- ・ 市民参加の方法を、裁判員制度のように抽選で決めるべき。市民意識向上の秘策になるのではないか。
- ・ 区民会議に区民の意見を代表させるなら、それなりの仕組みを考えるべき。

【住民投票】

- ・ 常設型の住民投票を規定したい。
- ・ 住民の発案者に直接意見を求める手続を入れたい。

【相談窓口】

- ・ 相談事が受けやすい窓口。
- ・ 「公民館と自治会の連携による相談窓口機能」とあるが、公民館は教育委員会、自治会は本庁が管轄であり、連携は難しい。行政が主導的に関わる必要があるだろう。
- ・ 相談しやすい人や窓口を相互に連携するための、情報交換、提供が必要であると思っている。
- ・ 多様な市民の窓口と、解決に結びつける機能を。
- ・ 自己責任で解決を進める。

第3班

【委員】

染谷(発表者)、歌川、内田、遠藤、中田、古屋

1. 自治基本条例の目的

【市民のための自治を定めること】

- ・ 自治基本条例の目的を再確認する必要がある。「市民のための自治」を考える条例である。

【市民による自治を定めること】

- ・ 社会、経済状況に大きな変化が起きている。例えば政令市でも財政悪化により、地方交付税を受け取る自治体が出てきた。その自治体の財政運営には市民にも責任があると考えべきだ。このような時代、市民自らが動かなければならない。
- ・ 新聞に花火大会のために市民が寄付金を募って開催している地域の記事が載っていた。このような意識、行動をしていかなければならない時代がきている。

2. さいたま市条例のポイント = コミュニティ

【各自治体の特徴的なコミュニティ規定】

- ・ 他自治体のコミュニティに関する規定を見るとそれぞれに大きく異なる。もっともその自

治体の特徴が出る部分だと感じた。

【合併によるデメリット・地域の現状】

- ・ 合併により議員数が減るなどして、市民一人ひとりの声が市政に届きにくくなっている。
- ・ 合併してから、旧与野市の地域で暮らす実感として明らかに人間関係が希薄になったと感じる。

【コミュニティの規模】

- ・ これまでの議論の中でも、自治会、公民館、学校区、区などさまざまな大きさの「地域」がどうあるべきかについて意見が出されている。
- ・ 財政面など合併によるメリットもあるのだろうが、コミュニティを考えるのであれば小さな規模である方がよい。

【合併後のコミュニティのあり方を特出ししたい】

- ・ さいたま市自治基本条例の特徴として、「コミュニティのあり方」に限定した規定としてはどうか。
- ・ ちょうど合併して10年を迎える時期に自治基本条例を制定するのだから、「地域」や「コミュニティ」のあり方を再検討するよい時期である。

【地域とテーマ、2つのチャンネル】

- ・ これまでの議論では、地域のコミュニティとNPOなどテーマ別の組織、団体があり、そのどちらも重要であるという考え方があった。コミュニティについては「地域」と「テーマ」の両面を位置付けたい。
- ・ テーマ別に市民の個々の声が吸い上げられる仕組みがあるとよい。例えば見沼たんぼの再生などテーマごとに市民同士が話し合う場があるとよい。
- ・ 現状でもそのような機会がないわけではないが、様々な立場の市民や議会、行政をつなぐコーディネーター、総合的な案内役が必要ではないかという意見があった。そのような考えから「公民館職員の活用」というアイデアも出された。
- ・ 地域の総合案内役、コーディネーターとは、本来、議員の役割ではないか。

【公民館を地域の核とするには】

- ・ 公民館職員は、以前は元教員が多かったが現在では行政職員も当たっている。しかし、自主事業も多くあり、現在の体制では新しい役割を担うのは難しい。
- ・ 既存のシステムを変えていく必要があるのは分かるが、市民の力では難しいのではないか。それよりも市民自らが動く、変わることから始められないか。例えば、ボランティアで市民がコーディネーターをやってもよいのでは。

【田園都市と位置付け積極的なPRを】

- ・ 見沼たんぼの保全については、約20年前からトラスト運動が立ち上がっているようだが、現状の活動は「田んぼの保全」を強調しており、「田んぼの活用」に視点が向いていない。宮代町は「農のまち」としてPRしている。さいたま市でもそのような取組が必要ではないか。
- ・ 見沼たんぼと都市の共存するまちとして積極的に農をPRしていくことが必要。

3. 人材発掘・育成

- ・ 「コミュニティ」のほかに重要な視点として「人材育成」「人づくり」が挙がっていた。これを具体的な仕組みとするにはどのような方法があるのか。

【地域の人材 = 人財づくり】

- ・ 「地域にどんな人がいるのか」ということが分からなくなっている。人間関係が希薄になっている。これが分かれば、ちょっとした助け合いができる地域になる。
- ・ 自治会を運営する中で、地域の人材のリストがあればプロジェクトごとに声を掛けて協力をお願いしたい場面もある。
- ・ 各種、生涯学習の講座等の卒業生が自主的な活動を継続している例は多い。
- ・ 町会、自治会への参加はやはり大切だ。条例でなにか規定できないか。
- ・ 『人づくりは環境づくりから』だ。例えば自治会に無理に加入させようとしても上手くいかない。これから引越してくる人も入りやすいようにする工夫が必要。
- ・ その意味では、地域や町会のイベント、特に伝統的な祭りは非常に上手い仕組みだ。盆踊りが廃止になって地域の間人間関係がなくなったという例もある。伝統的な祭りは残していかなければならない。

【議員】

- ・ 議員の資質、議会運営が重要。議員報酬を時給制にしている自治体もある。
- ・ 議員には地域の声を吸い上げるコーディネーターとしての役割があるのではないか。

4. 企業・事業所の社会貢献活動

- ・ 「市民が主役」と言われるが、「市民」の中には市内の企業や事業所も含まれる。企業も市民としてまちづくりに参加してほしい。
- ・ 最近では企業側の意識が、お金だけ寄付する、ということではなく人、労力も提供したい、というように変わってきている。

5. 条例の運用事例

【他自治体の運用事例について情報提供を】

- ・ 他自治体で自治基本条例がどのように制定・運用されているのか事例を知ることが大切だ。よい事例を参考にして、さいたま市としての運用方法を検討すべきだ。
- ・ 例えば川口市では「条例運用検討委員会」を市民参加で立ち上げている。他自治体でも試行錯誤しながら運用しているだろう。それを学んでおくべきだ。

6. 条例の体系化

【コミュニティへの関わり方のメニュー化】

- ・ 『インデックスとしての自治基本条例』という意見があった。公民館や NPO の活動、現状の課題や今後の方向性を紹介することから始めてはどうか。知ることが何かのきっかけになり得る。

【他条例の大まかなメニュー出し】

- ・ 「市にはこんな条例がある」という大まかなメニュー - が分かるように工夫したい。
- ・ 細かな内容は個別条例に委ねるように関連づける。
- ・ この点については、市の法規担当者など専門家からアドバイスを受けたい。

【他条例の最上位に位置するもの】

- ・ 自治基本条例は他の条例の最上位に位置するもの。

以上